

ヨコハマポートサイド地区C-4街区の土壌調査(1次調査)の結果について

横浜市では、ヨコハマポートサイド地区内の市有地（YCAT跡地：C-4街区）について、今後の活用の検討をしております。

当該地は、土壌汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例による調査対象敷地ではありませんが、活用検討の一環として、自主的に土壌調査を実施したところ、一部で「ふっ素」及び「鉛」が基準値を超えていましたので報告します。

1 調査対象の土地（別添図を参照：神奈川区大野町1-24（4,531.67㎡））

2 調査の概要及び結果

土壌汚染対策法の調査方法に準じ、当該地を30m格子で9区画に分割し、表土調査（舗装部分以下5cmから50cmまで）及び土壌ガス調査を行いました。

表土調査の結果、土壌汚染対策法の基準値を超えるふっ素（溶出量5区画）及び鉛（含有量5区画）が検出されました。

なお、土壌ガスについては検出されませんでした。

基準値を上回った物質	ふっ素（溶出量）	鉛（含有量）
基準値を上回った区画	9区画のうち5区画	9区画のうち5区画
計量結果	0.87~1.5 mg/l	170~420 mg/kg
環境基準	0.8 mg/l以下	150 mg/kg 以下

※ なお、合わせて、土砂検定要領で定められている項目について、当該地の2地点から試料採取及び分析を行い、建設発生土受入れ基準への適合についての確認を行いました。

分析の結果、土砂検定要領で定められている受入れ基準を超えるダイオキシン類（含有量1地点）が検出されました。

基準値を上回った物質	ダイオキシン類（含有量）
基準値を上回った地点	2地点のうち1区画
計量結果	200 pg-TEQ/g
建設発生土受入れ基準	150 pg-TEQ/g
※環境基準	1,000 pg-TEQ/g

3 人の健康への影響

現状において人の健康への影響はないと考えています。

- (1) 建築物の存置及びアスファルト舗装により、土壌に直接接触したり、口にしたり、土壌が飛散したりする恐れはありません。
- (2) 周囲に地下水の飲料利用等はなく、摂取の恐れはありません。

4 今後の対応

- (1) 土壌汚染対策法に準じ、汚染の範囲を確定するための調査を実施します。
- (2) 調査の結果を踏まえ、関係局とも調整しながら適正に処理を進めます。

お問合せ先

都市整備局都心再生課横浜駅周辺等担当課長 前中良介 Tel 045-671-3679 Fax045-664-7694